

覚書

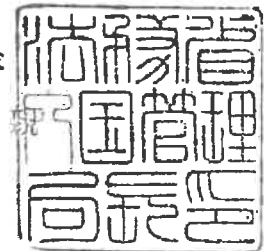
外領査第12号

法務省管総第251号

平成元年3月27日

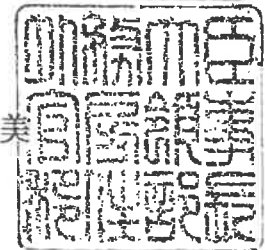
法務省入国管理局長

股野景



外務大臣官房領事移住部長

黒河内久美



「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」の第114国会提出にあたり、法務省と外務省は下記のとおり了解する。

1. 第6条ただし書に関し、

(1) 法務省は、本規定が、行政府限りでかかる国際約束を締結し、或いは、一方的意図表明としての通報を行うことができる旨を定めた授權規定であることを確認する。なお、この解釈については、法制局審査の過程で確認を得ている。

(2) 本規定により、日本国政府が外国政府に対して行う通報は外交ルートを通じて行うものとする。なお、この通報を行うに当っては、外務省は

る在留資格についても、防衛・安全保障、先端技術流出防止、国際テロ等の面のチェックが漏れているものについては、関係省庁の協議体制をつくる。

(3) 本件証明書は査証の発給権限を先取りするものではなく、本件証明書を提示した査証申請についても、外務省が査証発給を拒否することはあり得る。

(4) 本件証明書制度に係わる基準及び関連する法務省令については、法務省は、事前に十分な時間的余裕をもって外務省と協議の上、実施する。

(5) 本件証明書の取得と並行して、在外の申請人が在外公館に対して査証申請し、在外公館の判断で () 査証発給出来る従来の手続は何ら変更されず、本件証明書の取得と並行して行われるものとする。

(6) 短期滞在者につき本件証明書の発給は行わないが、短期滞在者についても、法務省と外務省が協議の上、必要と認める場合 () () には、本件証明書の発給に相当する、或いは、これに準ずる措置をとる。

4. 第16条第2項に関し、

(1) () の乗員に対しては、当分の間、第16条第2項の規定による乗員上陸の許可（以下「数次乗員上陸許可」という）を認めない。

(2) () の乗員に対しては、当分の間、数次乗員上陸許可を認めない。

(3) 今後上記(1)及び(2)の取扱いを変更する場合には、法務省は事前に十分な時間的余裕をもって外務省と協議する。

5. 第19条の2に関し、

(1) 永住資格を有する外国人については、民間企業への就職に対する制

約はないので、就労資格証明書の提出を求める必要のない旨を雇用者に対し徹底するため、法務省は、法案提出後国会答弁等においてその点を表明するとともに、法案成立後の相当長期間にわたり関係行政機関（地方公共団体を含む）及び関係諸団体（地方の団体を含む）に対する徹底した指導・啓発を反復して行うことを含め、広報等所要の措置をとる。また、右指導の実施に関する計画については、事前に外務省に通報する。

（２）日本人の子又は配偶者としての在留資格を有する外国人については、永住外国人と同様、在留活動に対する制約はないので、申請があった場合は、就労資格証明書を交付する。

６．第 61 条の 9 に関し、

（１）法務省は、出入国管理基本計画（以下「本件計画」という）の作成の早い段階から、関係省庁との協議に先立って、関係省庁の中でも対外関係面で実質的な利害関係を有する外務省と事前に十分な時間的余裕をもって協議する。

（２）本件計画は本法律の目的、即ち、「本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図る」との目的の枠を出るものではなく、本件計画が対象とする範囲は、法務省設置法第 3 条第 31 号から第 34 号までに規定する範囲に限られ、社会福祉、参政権問題等外国人の社会生活上の待遇に係わる事項で、出入国管理行政と関係を有しないものには触れない。

（３）本条第 2 項第 1 号（「本邦に入国し、在留する外国人の状況に関する事項」）については、「外国人の入国及び在留の管理の指針」（第 2 項第 2 号）及び「外国人の入国及び在留の管理に関する施策」（同第 3 号）の策定に際して、その言及が必要・不可欠であり、且つ、「入国及び在留」に直接関係を有する事項に厳に限定する。

（４）XXXXXXXXXX、外交交渉の対象となっている在日外

国人の法的地位・待遇に係わる問題のうち、当該外交交渉に影響するものについては、本件計画で触れない。

(5) 本件計画については、対外的に「外国人の管理」であると受け取られることがないよう、特にその内容には留意する。

7. 別表第一に関し、

「特定活動」に関し、XXXXXXXXXXについては、法務大臣が指定を行おうとする場合は、法務省は十分な余裕をもって事前に外務省と協議する。

(了)

